第1回 草津市勤労者福祉基本方針策定委員会 会議録

■日時:

令和元年9月19日(木)13時00分~14時30分

■場所:

草津市立市民交流プラザ 中会議室

■出席委員:

岡林委員、左嵜委員、佐藤委員、高城委員、髙橋委員、田中委員、堀委員、三浦委員

■欠席委員:

なし

■事務局:

橋川市長

環境経済部 藤田部長、岡田副部長 商工観光労政課 井上課長、加藤課長補佐、河原課長補佐、河上主任

■傍聴者:

なし

1. 開会

【橋川市長】

この度は、草津市勤労者福祉基本方針策定委員会の委員をお引き受けいただき、また、本日、第1回草津市勤労者福祉基本方針策定委員会を開催するにあたりまして、御多用の中、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、企業や勤労者、行政がそれぞれの立場で果たすべき役割を 分担しながら共に協力し、より良い労働環境の創造を願い、勤労者福祉の向上を図るため の指針として、平成元年に「草津市勤労者福祉基本方針」を策定したところでございます。

その後、その時々の社会情勢を反映させた内容とするために、平成14年度と平成22年度に必要な改訂を行ない、今日まで現在の基本方針を踏まえた行政としての施策を市民の皆様、また関係団体の皆様と取り組んでまいりましたが、この度、国においては、労働制度の抜本的な改革となる、働き方改革関連法が平成31年4月1日から順次施行されるなど、勤労者を取り巻く環境は、ワーク・ライフ・バランスや健康経営など、健康づくりを進展させていこうという動きや、様々なハラスメント対策、また、高齢者や外国人の就業も確保していく必要があるという状況もございます。そういったことから、今の時代、

また、将来を見越した基本方針とするため、改訂を行なおうとするものでございます。

当委員会につきましては、学識をお持ちの方々、また、勤労者福祉関係団体や行政機関、 一般市民の方々など、様々なお立場の皆様に御参画いただいているところでございますの で、それぞれのお立場からの貴重な御意見を賜れればと思います。

勤労者福祉基本方針は、働きやすい環境を創造するとともに、それを通じて、持続可能な社会を作り上げるためにも非常に重要なものであると考えておりますので、活発な御議論をお願いいたしまして、良いモデルとなるような勤労者基本方針の策定がなされることを期待申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

2. 委員自己紹介、事務局紹介

【事務局】

令和元年9月1日から当委員会で調査審議した方針案を市長に答申するまでの期間、草 津市勤労者福祉基本方針策定委員会委員に委嘱させていただいた。

※各委員および事務局より自己紹介

3. 委員長、副委員長の互選について

委員長:佐藤委員 副委員長:岡林委員

※草津市附属機関運営規則第4条第3項に基づき、委員の互選により委員長および副委員長を選出

4. 諮問について

【橋川市長】

草津市勤労者福祉基本方針を改訂するにあたり、草津市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づき、委員会の意見を求める。

5. 審議

(1) 草津市勤労者福祉基本方針の改訂について

【事務局】

<資料3について説明>

【委員】

資料302ページにおいて、平成22年度策定の現方針では、「(3) <u>高齢社会</u>を迎えた取り組み」とあるが、平成元年度策定時には、「(3) <u>高齢化社会</u>に備えるために」とされていた。この言葉の使い分けは意図的にされているのか。

【事務局】

平成元年度策定時には、近い将来訪れる「高齢化社会」に備えるという意味でそのような表現を用いたものと考える。また、平成22年度の段階では、既に高齢社会が到来していたことから、表現を使い分けている。

【委員長】

総人口のうち、65歳以上の占める割合が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」とされている。

草津市ではどのような状況か。

【事務局】

草津市の人口は増加しているが、中には既に人口が減少し、高齢化が進んでいる地域もあるため、今後、草津市においても高齢化が進むことは間違いないと認識している。

【委員】

資料3の4ページに「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」とある。派遣社員であっても、パート社員であっても、立派な「労働」である。それにも関わらず、「正社員」と「<u>非</u>正規社員」という言葉が使われている。「非=正しくない」というこの言葉が嫌いである。

「正社員と非正規社員の間にある不合理な格差をなくす」ということについては、とて も良いことであると考えるので、市の基本方針にも活かしてほしい。

【委員】

本日を含め、委員会を3回開催するとのことであるが、各回の進め方について確認したい。

【事務局】

本日第1回については、これから勤労者福祉基本方針の改訂に向けて審議いただくにあたり、委員の皆様に共通の認識をお持ちいただくため、改訂方針(案)を説明させていただき、基本方針の体系の見直しについて審議いただく。そして、本日頂戴した意見等を踏まえて、市役所内部の関係部署に意見照会を行ないながら、事務局にて基本方針の改訂案(素案)を作成し、第2回の委員会で提示させていただく予定をしている。そして、第2回での審議結果を踏まえて事務局で修正等を行い、第3回で改訂案(修正版)を提示し、再度審議いただく予定をしている。

【委員長】

只今、事務局から説明のあった流れで進めることになるかと思うが、委員会が開催される合間で、私たち委員は事務局から送付される会議資料を事前に確認いただくことで、当

日の会議の進行がスムーズに進むと思われるため、皆様にも協力をお願いしたい。

(2) 草津市勤労者福祉基本方針の体系の見直しについて

【事務局】

<資料4、参考資料2について説明>

【委員長】

資料3の5ページにある「改訂の視点」(1)~(3)を踏まえて審議することになる。

- (1)は、現状に合わない項目は削除し、新たに必要な項目は追加するということである。
- (2)は、参考資料2にある国の労働施策基本方針を参考に、市の基本方針を見直すということを示したものである。
- (3)は、市独自の基本方針とするため、「原則、市が主体的に取り組むべき事項を記載するもの」とされており、この基本方針の主語は、「草津市」であることが示されている。また、当然、基本方針に沿った施策を推進するにあたっては、草津市以外の関係者、団体と協力しながら取り組むということが、基本方針の趣旨であると理解している。これらの視点を踏まえて、資料4で示されている体系の【見直し(案)】について意見をいただきたい。

【委員】

勤労者福祉基本方針の見直しを進める上で、「だれが働くのか(主体)」「どのように働くのか(労働形態)」「どれほど働くのか(労働量)」「いくらで働くのか(報酬)」という4つの視点があると考える。そして、これらを判断する上では、「人権」は大切である。人権を否定することは生存権の否定、そして「過労死」に繋がる。また、「健康」に働くための環境づくりや、「公正さ(フェアネス)」も非常に大切であると考える。「広報くさつ」の9月1日号に、働き方改革に関する記事が掲載されているが、ここにも「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」と記載されていた。この「公正」という言葉を今後の見直しの中で使ってもらいたい。

【委員長】

大学においても雇用形態として、「正規」「非正規」という区分がされているが、同じ職場で働く人たちの待遇の問題について考えていこうという機運になっている。

【委員】

参考資料2の4 育児・介護又は治療と仕事の両立支援の「(2)治療と仕事の両立支援」の項目について、関連する項目が「(1) 一①健康で心豊かに生活できる環境づくり」となっているが、治療しながら働いていかなければならない人たちもいるので、「(2) 一③多様な働き方が尊重される環境づくり」も関係すると思う。現在、私の勤務先の会社では、短日勤務制度として、週5日勤務ではなく、週3~4日間にする働き方も検討している。この背景には、病院に通院するためには休暇を取得しなければならず、休暇がなくなって

しまうと欠勤扱いになり、評価が下がってしまい、会社を辞めざるを得ないという実態があるため、そういった人たちも治療をしながらでも働けるという「多様な働き方」もこの項目に関連すると考える。

【委員】

先日、新聞でがん患者の治療に対する自治体助成が広がるという記事が掲載されていた。 滋賀県を含む26府県で実施されているとのことであり、非常に良いことであると思う。

あと、確認であるが、現在の基本方針の内容を確認していると、高齢者に対する記載を大きく取り上げていただいており、<u>資料4</u>の【現方針】の体系にも「(3) 高齢社会を迎えた取り組み」としていただいていた。それを今回の【見直し(案)】では、「(2) -②多様な主体が活躍できる環境づくり」として一括りにされているが、これは高齢者に対する施策が後退するということでないという認識で良いか。

【事務局】

御認識のとおりである。これまで、「女性」「障害者」「外国人労働者」「非正規労働者」 と同じように「高齢者」という区分を設けていたが、「多様な主体が活躍できる環境づくり」 という形で整理したものである。

【委員】

高齢者の活躍促進の一環として、いつまででも働ける環境づくりに取り組まれているが、 一方で、時代はデジタル化が進み、高齢者の方がその変化についていけず、ストレスに感 じる人も少なくないと感じる。

【委員長】

「(2) -②多様な主体が活躍できる環境づくり」という項目は非常に重要であると考える。これまでは、「女性」「障害者」「外国人労働者」「非正規労働者」という区分をされていたが、そのような区分をするのではなく、「多様な主体」として、どのような性格を有した方でも、草津市で働く場合は、人権の面などでも配慮され、本人が望むような働き方ができるような環境を創っていこうとすることがこの項目の趣旨である。

【副委員長】

私も、「正規」「非正規」という分け方は嫌いである。「多様な働き方」と言っているにもかかわらず、「正規」「非正規」という分類をすることについて、国の考え方によるところだとは思うが、疑問に思う。

【委員長】

草津市にどのくらいの数の事業所が存在するかは分からないが、これまで勤労者福祉基本方針をどのように受け止められているのか、というところも検証は必要かもしれない。

【委員】

草津商工会議所の会員数が約1,500団体(うち市内企業は1,200~1,300)で、その他の市内にある支店や事業所を含めると、約3,000団体が存在する。

【事務局】

これだけ多くの事業所が存在する中で、どのように周知していくかという点は課題でもあり、関係団体の皆様にも協力いただく必要があると考えている。

【委員】

事前に事務局から資料内容について説明を受けていたため、その上で改めて資料を確認 していたが、資料4の【見直し(案)】の内容について特に問題はないように感じる。

【委員】

働き方改革に関する取組は、施策が多岐に渡っており、また、各施策同士でも関連性があることから、区別することが難しいものであるが、資料4は非常に上手くまとめられているという印象を受けた。

【委員長】

勤労者福祉基本方針は、草津市が独自に策定されたものであるが、滋賀県内の市町で同様の方針を策定されている自治体はあるか。

【委員】

私の知る範囲では、県内で同様の方針を策定されている自治体はない。

【委員長】

行政が実施する計画策定などは、基本的には国の施策などの影響を受けて行なうものが 多いが、今回の勤労者福祉基本方針はそういったものとは性格が異なっており、独自性の 強いものであると感じている。

【副委員長】

そもそもの話ではあるが、この「勤労者福祉基本方針」は何の目的で策定したのか。

【事務局】

市が取り組む勤労者向けの施策の方向性を示すための指針として策定したものである。 市では様々な施策を実施しているが、行政の性質的に縦割りになってしまう傾向がある。 しかしながら、例えば、子育て施策であっても、見方を変えると勤労者福祉に寄与する部 分がある。市役所内部の各部署において、各々の取組が、「勤労者福祉の視点ではこのよう に関連する」ということをしっかりと認識した上で実施する必要があるということを方針 として示すものでもある。この基本方針において目標を定め、進捗管理を行なうようもの ではないが、資料4の「関連する取組等(一例)」として、この基本方針に沿った取組も把 握しつつ、連携しながら取り組んでいる。

【委員長】

資料3の3ページにおいて、草津市における最上位の計画は、草津市総合計画であり、 その下に、「草津市健幸都市基本計画」など個別の計画がいくつかあるが、それらに対して 「勤労者福祉」という観点から1本横串を入れることで、勤労者福祉の観点から施策が実施されているかを把握したいという事務局の考えもあるのだと思う。

【委員】

現在の勤労者福祉基本方針を確認して思うこととして、勤労者主体の多様性に応じた対策を定義されているので、こういった記載は今後見直すにあたっても継承すべきであると考える。一方で、労働時間と賃金のあるべき姿について、もう少し積極的に記載してほしい。この点について、企業の自主性に任せてはどうかという考え方もあるかと思うが、行政として、考えられることを提起していくことは大事であると思う。

【委員】

昨今、人手不足の対策として、外国人労働者のことが雇用について議論されているが、 そもそもハラスメントなどから受ける影響によって心の病、躁鬱などを患う人が増えてき ていることが、人手不足のきっかけの一つであると思う。外国人労働者を雇用することも 一つの対策ではあると思うが、今いる人たちが気持ちよく働ける環境を整えることも大事 だと思う。また、健康の視点では、医療の数値に現れるようなもの(癌や脳卒中)だけで なく、発達障害などの障害のある人たちも働けるような環境づくりも大事だと思う。

【委員長】

心の健康問題は、表面には現れにくい部分ではあるため、そういった人でも働き続けられるように、個々の企業に任せるのではなく、行政の福祉分野との連携も必要であると考える。

それでは、本日の意見等を事務局にて整理いただき、次回の会議の場で報告させていただく。

5. 閉会

以上。